

令和 6 年度

参画と協働関連施策の年次報告

(案)



令和 7 年 月
兵 庫 県

兵庫県マスコット
はばタン

はじめに

30年前の阪神・淡路大震災では、県内外から訪れた多くのボランティアの活躍が被災地の復旧・復興に大きな役割を果たしました。兵庫県では、そうした自発的で自律的な活動の大切さを改めて認識・評価し、活動を一層促進するため、平成10年12月に「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」を施行し、ボランティア活動の全県支援拠点である「ひょうごボランティアプラザ」の設立・運営やひょうごボランティア基金を活用した助成等によって、NPOや地域づくり活動団体の活動を支援してきました。

また、21世紀の本格的な成熟社会を迎え、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任をもって行動することの重要性が高まる中、県民の総意により多様な地域に多様な文化と暮らしを築くため、平成15年4月に「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行し、参画と協働による県政を推進してきました。

しかし、今、人口減少や少子高齢化の進展等により、地域づくり活動団体は担い手不足、資金不足をはじめとした様々な課題を抱え、県内でも団体の活動継続が困難となる事例が見られます。また、社会課題が複雑多様化する中で、県民や企業・団体の県政への参画が欠かせないものとなっており、参画と協働を一層促進する取組が求められています。

こうした課題に対応するため、令和6年度、兵庫県は、地域づくり活動の支援に関する施策510施策、並びに県行政への参画と協働を推進する施策174施策、計684施策を実施しました。

具体的には、「地域づくり活動支援指針」に基づき、地域づくりの新しい担い手の参画や連携を促すための「知識・技能の習得機会提供」や「仕組みづくり支援」などの地域づくり活動の支援に関する施策を推進し、多くの県民が互いに知恵を出し合い、力を合わせて地域課題解決に主体的に取り組んでいただきました。

また、「県行政参画・協働推進計画」に基づき、情報公開の推進や政策形成への参画機会の確保など、県行政への参画と協働を推進する施策を推進し、県民等と地域課題を共有し、協働してその解決に向けて取り組みました。

県民や地域づくり活動団体等に今後の活動の参考としていただくことで、県民の参画と協働の一層の推進につながることを期待し、ここに令和6年度の実施状況を報告します。

～ 目 次 ～

I 「参画と協働」とは	1
II 参画と協働関連施策の推進状況	3
1 地域づくり活動の支援	
① 情報提供・相談体制整備	5
② 知識・技能の習得機会提供	7
③ 活動・交流拠点確保	10
④ 人材確保	12
⑤ 資金調達支援	15
⑥ 連携支援	16
⑦ 仕組みづくり支援	17
2 県行政への参画と協働の推進	
① 情報公開の推進	18
② 政策形成への参画機会確保	19
③ 協働事業の機会確保	21
④ 評価・検証への参画機会確保	24
⑤ その他（市町における参画と協働の取組状況）	24
[参考]	
県民の参画と協働の推進に関する条例	25

I 「参画と協働」とは

「参画と協働」とは、わたしたち一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに確かめる」「ともに支える」という5つの要素を基本に、知恵やアイデアを出し合い、みんなで力を合わせて地域の課題解決に主体的に取り組んでいくことです。

少子高齢化や人口減少が進み、地域課題が複雑・多様化する中、地域創生の取組をはじめ、元気で豊かな地域社会を築いていくためには、「参画と協働」が欠かせません。

兵庫県は、今後とも社会の変化を的確に捉え、常に時代の先を見据えた地域づくりを進めていくため、「参画と協働」を基本姿勢とする県政を展開していきます。

【参画と協働の5つの要素】

ともに知る	みんなで、地域の状況や課題などについて、知らせ合い、わかり合う
ともに考える	みんなで、知恵を出し合い、話し合い、ともに取り組む方向を考える
ともに取り組む	みんなで課題解決に向けて、お互いの持っている力を生かして、協力しながら、実行していく
ともに確かめる	これまでの取組について、できたこと、できなかったこと、その原因などを明らかにし、今後どうするかについて、みんなで考える
ともに支える	お互いの信頼関係に基づき、みんなで参画と協働の仕組みや体制をつくる

○県民の参画と協働の推進に関する条例及び推進方策

兵庫県では、県民の地域づくり活動や県行政への参画と協働を促進するため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「県民の参画と協働の推進に関する条例（以下「参画・協働条例」という。）」を平成15年4月から施行し、「県民と県民のパートナーシップ」と「県民と県行政とのパートナーシップ」という2つの場面での参画と協働の推進に取り組んでいます。

また、参画・協働条例に規定する「地域づくり活動支援指針」及び「県行政参画・協働推進計画」として、「参画と協働の推進方策」を一体的に策定し、参画と協働による県政を推進しています。

＜関係条文＞県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

（地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。（(1)～(3)略）

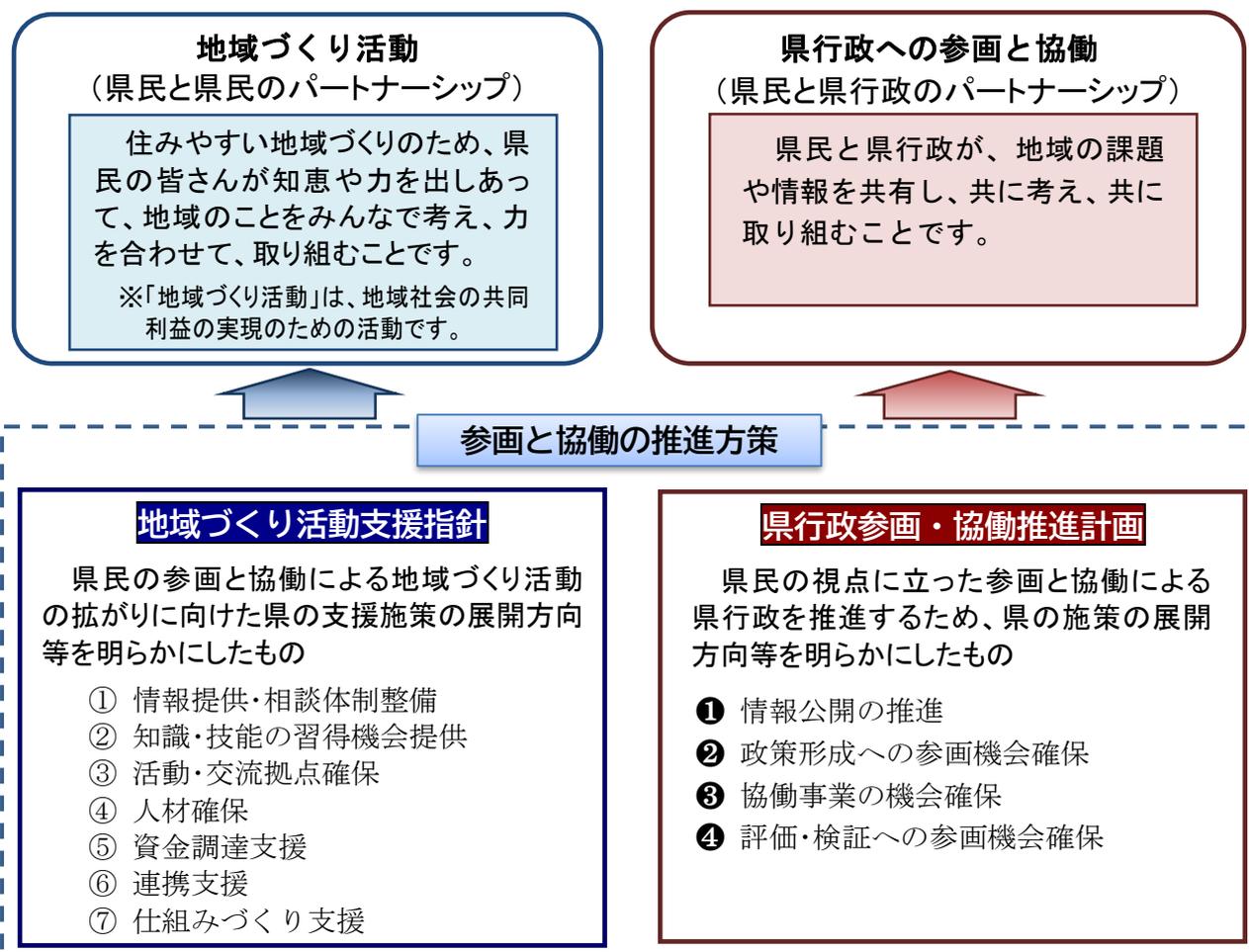
2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という）を定めるものとする。

（県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。（(1)～(5)略）

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という）を定めるものとする。

[参画と協働の2つの場面と「参画と協働の推進方策」の関係性]



○「県民ボトムアップ型県政」の推進

兵庫県では、誰もが希望を持って生きられる一人ひとりの可能性が広がる「躍動する兵庫」の実現を目指しています。

そのため、参画と協働の理念のもと、現場主義を徹底し、県民との対話を拡げていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む「県民ボトムアップ型県政」を推進しています。

○参画と協働関連施策の年次報告

参画と協働の推進方策に基づいて展開した兵庫県の施策の実施状況を、県民の皆さんにお伝えするとともに、これからの取組について考えるきっかけとなるよう、参画・協働条例の規定に基づく年次報告を作成しています。

各取組への支援や、施策の展開による具体的な事例を紹介していますので、この年次報告を参考に、自治会や婦人会等の地域団体、ボランティアグループ、NPO法人、企業、学校など、様々な活動主体が「参画と協働」の考え方を共有し、明日の兵庫づくりに向けた取組の輪が広がっていくことを期待しています。

<関係条文> 県民の参画と協働の推進に関する条例 (平成14年兵庫県条例第57号) (年次報告)

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

II 参画と協働関連施策の推進状況

令和6年度は県民の参画と協働を推進するため、次の684施策を実施しました。



＜分野別の施策数＞

■地域づくり活動の支援に関する施策

項 目	施策数
① 情報提供・相談体制整備 *ICTを活用した情報収集・分析・発信する力を充実・強化 *地域づくり活動に関する情報をわかりやすく提供 *活動の段階に応じた幅広い相談に対応	67
② 知識・技能の習得機会提供 *参加・スキルアップのきっかけづくりを支援 *全員活躍社会に向け、生涯を通じた学びを強化	97
③ 活動・交流拠点確保 *何かしたいときに気軽に立ち寄れる拠点の整備を支援	40
④ 人材確保 *活動に参画・協賛する人材を確保 *活動団体の担い手の発掘と育成を推進 *地域活動に取り組む多様な主体を支援	168
⑤ 資金調達支援 *事業を展開する力の強化を支援 *活動資金を生み出す仕組みづくりを支援	15
⑥ 連携支援 *多様な主体との連携・協働を支援	39
⑦ 仕組みづくり支援 *持続可能な地域コミュニティの基盤形成を支援 *コロナ禍をきっかけに生まれた地域づくり活動を促進 *地域づくりへの参加方法や関わり方の多様化を推進 *関係人口など地域外からの参加を促す仕組み作りを推進 *地域資源や基盤を活用し、地域間交流を促進	84
合 計	510

■県行政への参画と協働を推進する施策

項 目	施策数
① 情報公開の推進 *県民に情報をわかりやすく、主体的に選択できるよう提供	12
② 政策形成への参画機会確保 *県行政に県民の意見・提案をつなぐ機会を積極的に確保 *参画と協働による新しいビジョンの策定と推進 *審議会などへの県民の参画機会の拡充	26
③ 協働事業の機会確保 *多様な公民協働の取組を展開	125
④ 評価・検証への参画機会確保 *県行政の評価・検証への県民参画の促進	11
合 計	174

令和6年度の主な取組

※事業名の後に記載している担当課名は
令和7年度の担当課名としています

1 地域づくり活動の支援

県では、県民の主体的な地域づくり活動を広げ、支えるための多様な施策を実施しました。これらの中から、令和6年度の主な取組事例を紹介します。

1 情報提供・相談体制整備

(1) 情報提供の充実

多くの人々がインターネットにより様々な情報にアクセスし、SNS等で情報の発信・共有を行う環境が整備されつつある一方で、ボランティア活動への参加や地域づくり活動の展開を妨げる要因に情報不足があげられています。

そこで、NPO法人をはじめとする地域づくり活動団体の活動が活性化されるよう、インターネットやSNS等の情報の即時性、拡散性をもった媒体を活用し、地域づくり活動への関わりを促進する情報を発信しました。

関連データ

【インターネットでSNSを利用する人の割合】

60.0% (H30) →81.9% (R6) (通信利用動向調査・総務省)

【活動を展開する上での課題】

情報不足による活動内容のマンネリ化 55.8% (県民交流広場アンケート (R2))

ふるさと兵庫 “すごいすと” 情報発信事業 (県民躍動課)

兵庫を元気にしている「すごい人」や、地域で挑戦している若者たち、参画と協働のまちづくりを進める地域コミュニティ等、様々な角度から地域を元気にし、ふるさとへの誇りや愛着につながる情報をウェブサイトで発信。また、“すごいすと”の周知促進を図るためタブロイド紙を発行。

〔実績〕167人・34団体 (H25～R6)

月平均アクセスユーザー数 約5,200人

〔紹介事例〕

- ・平成18年からNPO活動に従事し、平成27年からシミンズシーズ代表理事。主体的に活動する「市民」が活躍する市民社会の実現を目指し、コミュニティ・プランナーとして活動。(柏木 登起さん (加古川市))
- ・尼崎市内のスケートボード好きの若者が集まり、令和4年7月にNPO法人化。スケーターと地域住民の双方が暮らしやすいまちづくりを目指す。(NPO法人ASK)

○すごいすと交流会の開催 (9/4:豊岡、2/9:加古川)

“すごいすと”と地域住民との交流の場を設け、地域活動に取り組む方の裾野を広げるとともに、新たな関係性の構築へ繋げるための交流会を実施(9月)。また、すごいすと同士の交流の場を設け、さらなる地域活性化に向け、新たなネットワークを創出するとともに、すごいすと自身の活動の発展に繋げるための交流会を実施(2月)。



持続可能な多自然地域づくりプロジェクト市町支援事業（地域振興課）

市町によるコミュニティ施策を通じた集落対策や地域対策をベースに、県による広域的、専門的な支援を行う重層的な支援体制を整備するため①地域づくり支援人材にかかる人材育成事業、②地域づくり支援のためのツール開発事業、③関係人口創出・拡大事業を実施

〔実績〕

- ・市町職員向け研修：4回延べ150名
 - ・地域再生アドバイザー向け研修：4回延べ70名
 - ・市町職員等の支援者向け地域づくり支援ツール「支援者が見立てるツール」の策定
 - ・「関係人口」を創出するため、多自然地域からの相談に応じ、地域外への情報発信と地域活動への参加者受入のコーディネートを行う「ひょうご関係人口案内所」（登録者数 691名）を運営
- ※地域再生アドバイザー：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk08/adviser.html>
- ※関係人口とは移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に継続的に関わる人々を指す言葉



(2) 相談体制の充実

NPO 法人やボランティア団体等の活動促進・取組の拡充には、団体への情報提供に加え、活動相談に応じる等の支援体制が必要とされています。

そこで、ひょうごボランティアプラザや中間支援団体等において、団体等の困りごとに寄り添った相談対応など、支援体制の促進を図りました。

関連データ

【ボランティア活動団体対象の活動方法】

- ・情報提供や、相談・アドバイスに応じる 25.5%（R元）→29.8%（R6）（県民ボランティア活動実態調査報告書（R6））

ひょうごボランティアプラザや中間支援団体による活動相談（県民躍動課）

ひょうごボランティアプラザにおいて、ひょうごボランティア基金の中間支援活動助成事業を実施し、中間支援団体の相談対応を支援（助成件数18件、8,300千円）

県内各地域の中間支援団体の相談窓口では、社会貢献活動に関わりたい方からの幅広い相談に対応し、それぞれの事情に応じたアドバイスや人材育成等の取組を展開

〔相談内容〕 法人設立認証申請手続や法人会計・税務・労務・登記事務 など

※兵庫県内のNPO法人設立運営相談窓口

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/np0/madoguchi.html>

学校との連携強化による地域の相談機能の充実（男女青少年課）

兵庫ひきこもり相談支援センター地域ランチ（県内5か所設置）に、青少年地域支援員を各1名配置し、学校との連携により情報収集を行いながら、卒業・退学後の本人・家族に対する相談支援を実施

〔実績〕

- ・地域ランチにおける青少年（及びその家族）からの相談件数：1,952件
- ・青少年地域支援員による学校訪問数：316校
- ・学校からの相談件数：59件

〔NPOによる仕組みづくり支援 ～ひょうごボランティア基金活用事例～〕

○こどもの日常を支える居場所づくり事業（ゆるり家）（稲美町）

保護者による登録や事前申し込みは必要とせず、子どもたちが自分の意志で来ることができる居場所として、駄菓子やを入り口とした居場所「放課後あそび場 おきらくだがしかし…」と、子どもたちが自由に遊べる野外のあそび場「冒険あそび場 ゆるぱ」を開催

駄菓子やに遊びに来たついでにフードパントリーを利用できるため、生活困窮の子等が自然な形で食料を持って帰ることも可能



2 知識・技能の習得機会提供

(1) 地域の魅力や課題を学ぶ・取り組む

地域への誇りや愛着を深めることが、参画と協働による地域づくりの推進力になります。

そこで、多様な世代が、地域の魅力や課題について学び、地域づくりへの関心を高め、活動をはじめめるきっかけになる取組を幅広く展開しました。

〔関連データ〕

【住んでいる地域に愛着や誇りを感じる人の割合】63.8% (R5) → 64.0% (R6) (兵庫のゆたかさ指標)

【住んでいる地域をより良くしたり、盛り上げたりする活動に参加している、または参加したい人の割合】34.6% (R5) → 33.6% (R6) (同上)

大阪・関西万博に向けた「ひょうごフィールドパビリオン」の磨き上げ(フィールドパビリオン推進課)

地域の「SDGsを体現する活動の現場そのもの(フィールド)」を地域の人々が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただくひょうごフィールドパビリオン (FP)。

その認定後も、誘客プログラムとしての魅力向上を図るため、万博会場でのPRに向けた研修会やFPフェスティバル2024を開催したほか、互いにプログラムを訪問する現地研修を開催するなど、磨き上げ研修を実施

〔実績〕

- ・万博会場でのPRに向けた研修会 (R6. 4～5 : 9回)
- ・誘客促進に向けたブラッシュアップと情報発信研修 (R6. 7)
- ・FPフェスティバル2024 (R6. 10/12、13)
- ・FP現地研修 (R6. 10～R7. 1) ・FP県民モニター事業



大学生による次世代への消費者教育事業（県民躍動課）

次世代を担う消費者リーダーである「くらしのヤングクリエイター」を養成するとともに、事業者、NPO 法人、消費者団体等の多様な団体や、異世代とのワークショップの企画・実施等、消費者トラブルやエシカル消費の啓発といったくらしのヤングクリエイターの活動を支援。特に、顕著に活動したくらしのヤングクリエイター19名に県から活動認定証を交付



〔実績〕

- ・異世代との3者ワークショップ 1回
- ・サステナブルファッションオンラインセミナー 1回 等

子ども・ユーススポーツ推進プロジェクト（スポーツ振興課）

子ども達がスポーツをする機会が減少していることから、子どもが多様なスポーツに触れる機会を充実するため、一日に複数のスポーツが体験できるイベントを実施

○神戸常盤アリーナ大運動会

日時：令和6年12月28日

場所：神戸常盤アリーナ(神戸市長田区)

参加者：47人

内容：キンボール、綱引き、長縄跳び、防災を交えたスポーツなどの多種目を地元スポーツチームのトップアスリートとともにチーム対抗で闘うイベントを実施



アートで躍動Z世代文化部応援プロジェクト（芸術文化課）

Z世代をはじめとする若者の芸術文化活動を支援していくため、若者の芸術文化活動の発表の場を新たに創出するとともに、部活動の地域移行も見据えつつ、文化部に所属する高校生を対象とした合同練習会等に県域で活動する文化団体から専門指導者を派遣して実技指導を実施

〔実績〕

- ・発表の場の創出（高校生文化部フェス in HYOGO の実施）18分野 24校参加
- ・文化部合同練習会の実施
5分野（合同5回、単独21回）



高校生ふるさと貢献・活性化事業（高校教育課）

地域社会の一員としての自覚と態度を育み、兵庫県を支える人材づくりを推進するため、自らがふるさとの未来・あり方を考察、実践する活動を全県立高校 147 校（中等教育学校を含む）で実施

〔実績〕

- ・地域と連携し竹林を整備し、伐採した竹を用いたワークショップを実施等



地域×大学×企業の「ひょうご絆プロジェクト」（地域振興課）

都市部の大学や企業、NPO 等の地域への継続的な関わりを創出するため、地域課題の解決に向けて地域づくりに取り組む地域団体と、大学や企業等が連携して実践する地域づくり活動を支援するとともに、それらの取組の拡大を図るため交流会を行った。

〔実績〕

- ・大学や企業、NPO 等と地域が連携して行う取り組みに対し補助（16 件）
- ・取組の拡大を図るため、ひょうご関係人口フォーラム・交流会を開催（参加者約 150 名）

〔NPO による仕組みづくり支援 ～ひょうごボランティア基金活用事例～〕

○CYCLE COMPOST～土の恵みを土に返す 市民力で緑豊かな芦屋へ～ （あしや NPO センター）（芦屋市）

障害者作業所が古着などで制作したコンポスト袋や放置竹林削減の伐採で作った発酵用の竹パウダーを使ったコンポストづくりのワークショップを行い、できたたい肥を緑豊かな街づくりに活用することで、市民参加型の循環の仕組みづくりを推進



3 活動・交流拠点確保

(1) 地域の活動・交流拠点づくりを支援

地域のつながりや活力の維持・増進を図るため、地域づくり活動団体等の拠点づくりが求められています。

そこで、地域の交流拠点として、商店街の空き店舗を活用することでコミュニティの活性化を図ったほか、多様な分野にわたる活動の拠点施設として、生活創造センターや文化会館等を運営し、関係機関のネットワーク化を推進しました。

関連データ

【地域運営組織が課題と考えていること】

- ・活動拠点となる施設(数、面積)の不足:12.2%(R5)→12.0%(R6)
- ・活動に必要な物品の不足:9.8%(R5)→9.3%(R6)

(地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査(総務省))

子ども食堂等への支援(地域福祉課)

経済的な理由により食事が十分に取れていない貧困家庭等の子ども達や家事・家族の世話を日常的に行う「ヤングケアラー」等への支援のため、子ども食堂の開設支援や弁当の配食、ヤングケアラー世帯への食支援を通じた本人の負担軽減や家庭全体へのフォローなどの取組を実施

[実績]

- ・子ども食堂開設支援事業(補助団体 13 団体)
- ・ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ推進支援事業(補助団体 9 団体)
- ・ヤングケアラー世帯への配食・福祉支援促進事業(配食実績 65 世帯)
- ・ひょうごフードサポートネットホームページを構築



空家活用特区における空家活用への総合的な支援(住宅政策課)

空家活用特区内において、空き家を地域交流拠点として活用する者に対して補助する市町に対し、改修工事費及び事務機器取得費を補助

[実績]

- ・空家活用特区に指定された猪名川町大島地区において、空家を活用した賑わい拠点づくりを支援



[NPOによる仕組みづくり支援～ひょうごボランティア基金活用事例～]

〇生きづらさを抱えた子ども居場所事業（西脇 てとて広場）（西脇市）

西脇市内の古民家を借りて、週2回子どもの居場所、週3回トワイライトスペースを開設。不登校等生きづらさを抱えた子どもたちを対象に、農業や調理など体験活動を取り入れ、サポート。

今後は他の居場所の参考にもなるようなガイドラインも策定予定



生活創造センター・文化会館等の運営及び地域づくり活動の推進（県民躍動課）

県民の生涯学習、地域づくり活動を支援するため、各地域での活動の拠点施設として生活創造センターや文化会館等を運営し、地域とともに、特色を踏まえた事業を展開

施設名	場 所	指定管理者	利用者数	取組事例
			登録グループ数	
神戸生活創造センター	神戸市長田区	大阪ガスレジネスクリエイト(株)	万人 12.0	<ul style="list-style-type: none"> 生活創造フェスタの開催 生活創造グループの体験ブースの出展を通して、来館者に活動の成果や活動体験を提供することにより、興味・関心を促す機会を提供
			グループ 362	
東播磨生活創造センター	加古川市加古川町	(特非)シズバシズ	万人 17.8	<ul style="list-style-type: none"> 東ハリマくらし学校の開催 地域ニーズと社会の動きを捉えながら「つながり」を起点とした多彩な講座を開催
			グループ 334	
丹波の森公苑	丹波市柏原町	(公財)兵庫丹波の森協会	万人 16.7	<ul style="list-style-type: none"> 丹波の森フェスティバルの開催 丹波の森への愛情を育み、元気で楽しい丹波地域を目指して、屋外ワークショップ等により、地域や世代を超えた交流とふれあいの機会を提供
			グループ 255	
但馬文教府	豊岡市妙楽寺	全但バス株式会社	万人 6.8	<ul style="list-style-type: none"> 親子フェスタ in 但馬文教府の開催 様々な体験活動を通して、子供たちの科学やものづくりへの興味・関心を高める機会を提供
			グループ 93	
西播磨文化会館	たつの市新宮町	西播磨文化会館管理運営コンソーシアム	万人 5.5	<ul style="list-style-type: none"> バスガイド研修体験教室の開催 バスのナレーション練習など、実際に導入されている研修内容を子供向けにアレンジすることにより、楽しく学べる職業体験の機会を提供
			グループ 119	
淡路文化会館	淡路市多賀	淡路文化会館マネジメントパートナーズ	万人 3.3	<ul style="list-style-type: none"> 体験講座の開催 野鳥・健康など、各種体験講座を通して、既存の学習者のみではなく、新たに生涯学習に取り組もうとする方々へ気軽に参加できる機会を提供
			グループ 167	
嬉野台生涯教育センター	加東市下久米	嬉野台生涯教育センターマネジメントグループ	万人 10.8	<ul style="list-style-type: none"> うれしの台ユースセミナーの開催 野外等における豊かな体験活動を通じて、子どもたちに感動や達成感、充実感を味わっていただくとともに、自律心や規範意識を学ぶ機会を提供
			グループ 48	

4 人材確保

(1) 若者からシニアまで、幅広い世代の活躍推進

将来の後継者となる若者が活躍し、高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を生かすなど、全ての人々がそれぞれのライフステージで社会を支える主人公になることが期待されます。

そこで、活動の機会づくりや起業支援等に取り組むとともに、人材養成に係る取組を実施しました。

関連データ

【ボランティア活動における課題】活動者の数が足りない 45.4% (R元)→50.9% (R6)
世代交代が遅れている 42.6% (R元)→44.0% (R6)
(県民ボランティア活動実態調査)

大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト（県民躍動課）

「ふるさとひょうご寄附金」、「企業版ふるさと納税」を活用し、災害ボランティアが活動しやすい環境づくりを支援するとともに、災害ボランティア活動の経験や知見を備えた人材により地域防災力を向上

〔実績〕

- ・実施期間：令和6年4月～
- ・助成件数：36団体のべ443人（R7.3.31時点）

ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の普及促進（男女青少年課）

県内企業のさらなる女性活躍推進に向け、ミモザ企業認定制度の普及促進を図るため、より取り組みやすい新たな認定区分「フレッシュミモザ企業」を創設するとともに、ミモザ企業への就職を促進するため、女子学生とのマッチングの機会を提供

〔実績〕認定企業数：59社（計198社）

○ミモザセッション

日時：令和7年3月10日
場所：神戸ポートピアホテル
内容：ミモザ企業による取組事例発表
知事×企業×学生セッション
参加者数：157人



県民ボランティア活動実態調査（県民躍動課）

阪神・淡路大震災から30年の節目を迎え、県民ボランティア活動団体の実態や課題を把握し支援方策を検討するため、基礎調査を実施

〔実績〕・有効回答数：930団体（有効回答率：18.6%）

商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業（地域経済課）

商店街の新陳代謝・活性化を促進するため、商店街活動へ積極的に参加する若者や女性の空き店舗への新規出店を支援

〔実績〕

- ・10 店舗



SDGs HYOGO 青年チャレンジ事業（男女青少年課）

地域や他団体等と連携して SDGs の取組を推進する青年主体のグループを支援

〔実績〕

- ・事業実施団体 9 団体(参加青年：121 人)
- ・活動報告会開催(R7. 2. 15 参加者数：49 人)



ひょうご SDGs スクールアワード（義務教育課）

兵庫県内の子ども達が主体となって取り組んでいる SDGs の目標達成につながる活動に関し、特に先進的な取組を行っている学校園にひょうご SDGs スクールアワードを贈呈し、広く県内の学校園に SDGs の普及啓発を促進

○小学校部門最優秀賞：香美町立柴山小学校

・カヌー体験や漂着物調査などを実施し、海への関心を高めるオリジナルな活動を実践している。学年ごとに SDGs の目標とリンクした活動を実践し、漂着物調査等の活動を通して、環境保全への意識を高めている。



(2) 地域活動に取り組む多様な主体の育成・支援

個人の価値観やニーズの変化に伴い、地域課題も多様化、複雑化している中で、地域との関係性の希薄化等により、地域づくり団体等の組織力が低下してきています。

そこで、地域づくり活動団体等が自ら地域課題を解決することができるよう、団体等のエンパワーメントを図りました。

関連データ

【継続的に活動していく上での課題】

- ・活動資金の不足：36.1% (R5)→40.2% (R6)
- ・活動の担い手となる人材の不足：76.1% (R5)→79.2% (R6)
- ・団体の役員・スタッフの高齢化：56.7% (R5)→62.1% (R6)

(地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査(総務省))

「持続可能な生活圏」形成支援事業（地域振興課）

多自然地域における持続可能な生活圏の形成に向けて、地域の実情に応じた集落対策や地域運営組織等による地域自治の向上を図るため総合的・戦略的に取り組む市町を支援

〔実績〕

- ・ 地域の実情やコミュニティ施策を踏まえた集落対策や地域対策の立ち上げに取り組む9市町に対して支援

市町地域伴走支援体制整備事業（地域振興課）

多自然地域における持続可能な生活圏の形成に向けて、過疎地域等の職員不足等により十分な体制が確保できない市町に対して、地域おこし協力隊OB等の人材を活用した市町の地域伴走支援体制の立ち上げを支援

〔実績〕

- ・ 5市町

ひょうごSDGsワーケーション・スタート推進事業（計画課）

若者のSDGsや働き方への意識の高まりや、企業の社会貢献活動へのニーズを踏まえ、「ひょうごSDGsワーケーション・プログラム」※を市町や民間企業・団体等との連携を踏まえ造成

※各地域の生業や地域資源等のSDGsの取組体感等を内容とした2泊3日程度のワーケーション・プログラム

〔実績〕

- ・ 参加事業者：10者（丹波市、洲本市で実施）



ふれあい活動アドバイザー派遣事業（県民躍動課）

地域づくり活動団体が抱える様々な課題を解決するため、「ふるさと兵庫“すごいすと”」で取り上げた様々な分野の方々を「ふれあい活動アドバイザー」として団体へ紹介・派遣し、相談や助言等を通じて、地域づくり活動のさらなる活性化、発展を支援

〔実績〕

- ・ 12団体

〔事例〕

- ・ 子どもの権利をどのように考え、何を大切に活動すべきか、子どもたちの置かれている状況と必要な支援についての講話を実施（丹波篠山市）



[NPOによる地域課題解決への取組 ～ひょうごボランティア基金活用事例～]

○干し文化を守れ!わかめ干し若返りプロジェクト(たけのかぞく)(豊岡市)

竹野の町並みや文化などを次世代に伝承するための活動の一環として、竹野の春の風物詩である「わかめ干し」を地域の若者(移住者を含む)が、生業の一部とするため、新しい商品を開発



5 資金調達支援

(1) 寄附文化の醸成・活動資金を生み出す仕組みづくり

地域課題解決に向け、県民の自発的な取組が求められる一方、活動上の課題として資金不足を挙げる団体・グループも少なくありません。

そこで、ふるさと納税の活用や地域づくり活動等へ助成するとともに、団体・グループの行う持続的で自立に向けた資金確保の取組を支援しました。

関連データ

【継続的に活動していく上での課題】(地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査(総務省))

- ・活動資金の不足:36.1%(R5)→40.2%(R6)
- ・活動の担い手となる人材の不足:76.1%(R5)→79.2%(R6)
- ・団体の役員・スタッフの高齢化:56.7%(R5)→62.1%(R6)

【寄附経験がある】42.3%(R元)→35.3%(R4)(市民の社会貢献に関する実態調査・内閣府)

寄附獲得に向けたファンドレイジングの展開(財政課)

兵庫の強みを活かした地域創生を公民連携により推進するため、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、ネーミングライツなどの取組により、地域づくりへの参画を促進。実店舗との連携(現地決済型の寄附システム、県外観光客へのPR)やふるさと納税の返礼品拡充、県直営サイトを開設

[実績]

- ・寄附実績:約23億円

[活用事例]

- ・兵庫で学びグローバルな視点を持ち国際的に活躍する若者の育成
- ・「森林の恵み」をフルで活用できる森林林業の人材養成
- ・日常生活をしながら防犯の視点を持って行う「ながら見守り」活動を推進

ひょうごボランティア基金助成事業(県民躍動課)

ボランティアグループ・団体やNPO法人等が行う地域づくり活動に対して資金支援を行い、活動の活性化を促進するとともに、交流会の開催等を通じ、団体・グループの活動のレベルアップを支援

[実績]助成メニュー・金額等

	県民ボランティア活動助成	地域づくり活動NPO事業助成	中間支援活動助成
概要	NPO法人格を持たないグループによる草の根の活動に対し助成	NPO法人が地域団体等と連携し、専門性等を生かして地域づくりを進める活動に対し助成	地域のNPO法人等の活動を支援するNPO法人、公益法人等の活動に対し助成
助成事例	朗読・点訳・傾聴ボランティア、手話サークル、ふれあい喫茶・給食、いきいきサロン、防犯パトロール、子育て支援、読み聞かせ、日本語教室 等	就学後の子育て支援、移住定住促進事業、生活困窮者への日常生活支援、食品・生活用品等の回収配布会、環境学習プログラム、多世代交流プログラム 等	団体の組織力向上、活動資金の調達を中心とした相談、NPO・地域団体連携マッチング、ITリテラシー向上、ネットワーク強化 等
実績	2,739件・54,780千円	56件・21,129千円	18件・8,300千円

6 連携支援

(1) 多様な主体の連携・協働促進

地域団体やボランティアグループ、NPO、企業等がネットワークを形成し、分野や地域を越えて多様化する地域課題やニーズへ対応していくことが求められています。そこで、多様な主体が、交流機会の提供等を通じ、連携して地域課題を解決するための取組を支援しました。

関連データ

【他団体や行政等との協働】(県民ボランティア活動実態調査)

連携・協働している 55.9%(R5)→61.8%(R6)

連携の相手先: 地域を基盤とする団体 65.8%(R元)→69.9%(R6)

上記以外のボランティア団体 49.1%(R元)→61.6%(R6)

農福連携拡大推進事業(ユニバーサル推進課)

持続可能な農福の運営を実現するため、農福連携の好事例や障害者にとってのメリット等の普及啓発、工賃向上に繋がるコストを意識した学びの機会創出など、農福連携を始めるハードルを下げ、取組の裾野を拡大



〔実績〕

- ・動画制作、セミナーの開催、専門家派遣
(県内事業所3箇所)

災害救援ボランティア活動支援事業(県民躍動課)

災害救援ボランティアが最大限の力を発揮できるよう、支援関係機関・団体が平時からの情報交換や被災者支援の訓練等を行い、相互ネットワークを強化

〔実績〕

- ・災害ボランティアコーディネーター養成研修(応用編)及び災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議を合同開催
参加者90人(行政、社協、NPO、企業等職員)

[NPO 法人による連携支援 ～ひょうごボランティア基金活用事例～]

○働いている人・遠隔地の人のためのNPO等支援窓口 -淡路島の中間支援- (兵庫SPO支援センター) (洲本市)

相談者の都合に合わせて、洲本を拠点にしながら淡路島島内の出張相談に対応する他、地域の身近なところで中間支援機能を定着させるために、レファレンス機能を持つ図書館と連携した取り組みを実施



7 仕組みづくり支援

地域を持続的に運営し、活力を維持するためには、地域づくりへの参加方法や関わり方の多様化を推進することが求められています。

そこで、地域を持続的に運営する仕組みづくりや、できる時にできる方法で参加する活動の促進、地域資源を活かした交流と連携を促進しました。

関連データ

【人口減少の進行】

将来推計 2020年:547万人(兵庫県 統計書 累積データ)

→2050年:436万人(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」推計値)

【継続的に活動していく上での課題】(地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査(総務省))

- ・活動資金の不足:36.1%(R5)→40.2%(R6)
- ・活動の担い手となる人材の不足:76.1%(R5)→79.2%(R6)
- ・団体の役員・スタッフの高齢化:56.7%(R5)→62.1%(R6)

ひょうごオープンファーム強化支援事業(総合農政課)

持続性のある農林水産の実現のために、農林漁業者が人を地域に呼び込み、農林漁業に関する体験等を提供することに加えて、自ら営む農林漁業の内容やそれに対する思い、経験等を訪れた消費者に直接伝えることで、消費者が農林水産への理解を深める取組を推進

[実績]

- ・オープンファーム施設開設に向けアドバイザー等を派遣しプログラム開発 11件
- ・オープンファーム施設の強化のために実施する施設等の整備・改修 3件
- ・オープンファームの強化のために実施する推進活動の支援 7件



持続可能な自治会活動のあり方研究事業（市町振興課）

地域コミュニティの要となる自治会への加入率の低下・担い手不足が大きな課題となっており、これらに対応するため、県内の自治会へアンケートやヒアリングを重ねることで、各地域の自治会における好事例等を集めた事例集を作成

〔事例〕

- ・「LINE オープンチャット」を活用しイベント情報を発信（惣川自治会・西宮市）
- ・町内清掃後のバーベキューや軽スポーツ大会を通じて住民同士の顔合わせの機会を創出し、災害発生時に備えて安否確認等がスムーズに行えるようにすることを自治会活動で実施（うぐいす自治会・小野市）
- ・自治会内で LINE WORKS を導入し、お知らせ等のデジタル化を推進（東構区自治会・豊岡市）

【地域活動団体による地域課題解決への取組

～ひょうごボランティア基金活用事例～

○放置柿の有効活用—獣害対策ともったいない食資源利用のために—(生かそう丹波の食グループ) (丹波市)

クマやサル、アライグマ等の獣害を呼び寄せる原因になる放置された富有柿を市民から提供してもらい、ボランティアの協力を得て、柿ジャムに加工して地元の地産地消のお店で販売、ジャム作り講習会の開催やレシピの公開により、放置柿の食資源化と獣害防止を推進。



2 県行政への参画と協働の推進

県では、地域課題や県民ニーズの多様化に対応するため、県民参画による広報・広聴事業を通じた情報公開や、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階での県民の参画と協働により、県民の視点に立った県行政を推進しました。

1 情報公開の推進

県民が的確に判断できるよう、施策や各種調査データなどの情報を適確に提供しました。

情報公開制度の運用（法務文書課）

公正で透明な県民に開かれた県政を実現するため、公文書の公開、情報提供等、情報公開制度を適切に運営

〔請求件数〕 5,168 件

〔公開率〕 71.2% ※公開率 = (全部 + 部分公開) / (請求件数 - 取下げ)



[NPO 法人による分析調査事業 ～ひょうごボランティア基金活用事例～]

○常設居場所の分析調査（コミュニティ・サポートセンター神戸）（神戸市）

常設居場所に対する調査、企業と常設居場所の連携トライアルの実施報告を行う「居場所“協創”サミット」を実施したほか、一部の活動を地元中小企業の寄付により支えていただく「ごちゃまぜカフェ」の構想整備等により、持続可能な常設居場所のあり方を研究



2 政策形成への参画機会確保

パブリック・コメント手続の運用など、県民から広く意見を求める機会を確保するとともに、県民が県行政に提案できる多様な機会を確保しました。

躍動する兵庫づくり推進事業（県民躍動課）

「躍動カフェ」等を通して、地域で活躍する方々の様々な取組を共有するとともに、地域の魅力や課題、将来像について共に考えることで、参加者間の連携促進や県施策への反映等、より良い地域づくりを推進

[実績]

- ・躍動カフェ：計6回開催、174名参加
地域ごとにテーマを決めて、ワークショップ形式で参加者同士の意見交換を実施
①R6.5.24 北播磨、②R6.6.25 西播磨、③R6.7.3 阪神北、④R6.7.19 淡路、
⑤R6.8.6 中播磨、⑥R7.1.30 丹波
- ・ラジオによる情報発信：計2回放送
ラジオ関西特別番組「もっとみんなで。躍動カフェ」に知事自らが出演し、躍動カフェの様子や県の取組等を発信（①R6.8.20、②R7.3.18）
- ・ひょうご躍動フォーラム：計1回開催、77名参加
これまでの躍動カフェ参加者によるワークショップ形式での意見交換を実施し、地域を越えた活動の連携強化や参加者相互の交流を促進（R7.3.27）



R7.1.30 躍動カフェ（丹波地域）の様子



R7.3.27 ひょうご躍動フォーラムの様子

対話と学びの場づくり（計画課）

次代を担う若者等を対象に意見交換を行うため各県民局ごとにビジョンフォーラムを実施する他、「ひょうごビジョン2050」への若者の参画をさらに広げるため、高校や大学等で出前講座を開催

[実績]

- ・出前講座：計58回、3,748名参加

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）制度（県民躍動課）

県民生活に密接に関わる計画・方針等を策定する際に意見を広く募集し、対応を公表
〔実施件数〕 17 件（結果未発表 2 件）

〔意見提出件数〕 445 件（提出人数 214 人）

〔意見への対応〕 反映 65 件(14%)、計画等に既に盛込済 177 件(39%)、今後の検討
課題 176 件(39%)、対応困難 27 件(6%)、その他 48 件(10%)

※一つの意見に対し複数の対応有

〔実施案件（主なもの）〕

- ・兵庫県瀬戸内海海区区画漁業の漁場計画（変更）（素案）
- ・工場等に対する排水規制の見直し
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案） 等

審議会等の委員公募及び公開（県民躍動課）

県民の意見を審議会等の審議に反映させるため、委員を公募するとともに、傍聴や
議事録等の公開を推進

〔公募機関数〕 21 機関

〔公開機関数〕 56 機関

〔実施機関（公募・公開とも実施した主なもの）〕

県民生活審議会、男女共同参画審議会、子ども・子育て会議、環境審議会 等

3 協働事業の機会確保

県民と協働して地域特有の課題を解決するため、グループ・団体、NPO 法人などとの協働事業を展開するとともに、課題の解決に向けて県行政と協働して取り組む推進員等を設置しました。

ひょうご中間支援団体ネットワークとの連携（県民躍動課）

県内の中間支援団体 32 団体により構成される「ひょうご中間支援団体ネットワーク」と所轄庁である兵庫県、神戸市が連携を深めるため、オンライン会議やメーリングリストを活用し、課題の共有及び意見交換を実施

〔実施内容〕

- ・全体会 2 回

推進員等の設置（県民躍動課）

地域福祉、防犯・防災、教育など特定分野の課題の解決に向けて県行政と協働して取り組む推進員を設置。その活動が円滑に進むよう、必要な情報提供や活動の PR、他の推進員とのネットワークづくりを推進（推進員委嘱数 66 職種、22,523 人）

〔主な推進員〕

- ・子育て家庭応援推進員 1,549 人
- ・男女共同参画推進員 1,254 人
- ・くらしの安全・安心推進員 206 人
- ・健康づくり推進員 1,445 人
- ・地域安全まちづくり推進員 2,233 人

特殊詐欺水際阻止協力の店(家)の設置による特殊詐欺被害防止活動の推進(警察本部生活安全企画課)

A T M設置場所の近隣店舗や住民に対し、「特殊詐欺水際阻止協力の店(家)」として登録を求め、携帯電話で通話をしながら A T Mを操作している高齢者等への声掛けと警察への通報について依頼することで、地域ぐるみで被害の未然防止を推進

〔実績〕

- ・「特殊詐欺水際阻止協力の店(家)」登録件数：約 17,500 件
- ・「オートコールシステム」523 回架電し、警戒への協力を依頼
- ・特殊詐欺被害を未然防止した件数：約 1,000 件

ひょうご公民連携プラットフォームの推進（SDGs 推進課）

複雑化する社会課題を解決するため、「ひょうご公民連携プラットフォーム」を通じて、行政と企業・大学・団体等との幅広い連携やネットワークの構築を推進

〔実施内容〕

- ・県政の幅広い分野での県民サービスの向上や地域の活性化を目的とした包括連携協定を企業と締結（27 件）
- ・社会課題と企業からの提案をマッチング（115 件）

豊かな海づくりに向けた県民運動の展開（水大気課）

豊かな海づくり活動を県民総参加の運動へと発展させていくために、行政、企業、NPO、関係団体など多様な主体が取り組む豊かな海づくり活動のネットワーク化、団体相互の情報共有や活動の連携を推進

〔実績〕

- ・「ひょうご豊かな海づくり県民会議」（R6 年度末参加団体 190）
- ・豊かな海づくり推進大会開催（10/19, 20 参加者約 14, 000 名）

【県民局・県民センターの参画と協働に係る取組】

地域住民による河川ふれあい活動への支援（神戸）

地域の河川を舞台とする「まなぶ」「まもる」「ふれあう」といった活動を促すことで、河川への愛着を深め、良好な河川環境の保全につなげていくことを目的として、活動に必要な経費の一部を補助

〔実績〕

- ・補助団体数：8 団体
- ・補助金額：1, 043 千円

尼崎の森ファミリークラブ（阪神南）

小学 1 年生とその家族による植樹会を実施。その後、小学 4 年生の時に除草、中学 2 年生間伐を体験

〔実績〕

- ・第 9 期ファミリークラブ植樹会 11 月 3 日、参加者：96 名

阪神北公民連携スキルアップセミナー（阪神北）

地域課題の解決を図るため、地域活動団体同士の交流のみならず、行政や地域活動に関心を持つ企業や学生との連携を深める場として、報告・交流会を開催

〔実績〕

- ・令和 6 年 11 月 10 日、参加者：37 名（宝塚市立中央公民館）
- ・令和 6 年 12 月 15 日、参加者：16 名（川西市まちなか交流拠点マチノマ）
- ・令和 7 年 1 月 18 日、参加者：11 名（OFFICE CAMPUS（三田市））
- ・令和 7 年 2 月 8 日、参加者：18 名（伊丹商工プラザ）

東播磨フィールドステーション事業（東播磨）

公・民・学の 5 者で地域連携協定を締結し、共創のプラットフォームとして東播磨フィールドステーションを拠点に、学生の参画による農村地域の活性化プロジェクトやため池管理体制の再構築プロジェクトなど、地域の新たな仕組みづくりを SDGs の理念にもとづきコーディネートを実施

〔実績〕

- ・地域住民などから寄せられる相談窓口事業：相談件数延べ 98 件
- ・ため池サービスに関わる研究事業：延べ 9 件
- ・交流活動事業：延べ 17 回

「北播磨の SDGs！企業の森づくり体験事業（北播磨県民局加東農林振興事務所）」

多様な担い手による森づくり活動が一層活発になることを目的として、地域と連携して事業を実施

〔事例〕

- ・地域で生産された木材を使用した書架(16基)と森づくり活動の紹介資料(3種類)の作成

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進プロジェクト（中播磨）

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会を中心に、認定ストーリーの魅力発信や、周辺の魅力を含めた地域のブランド化、活性化の取組を実施

特別列車サイクルトレインを運行（10月20日、参加者：58名）

〔実績〕

- ・JR播但線を「銀の馬車道・鉱石の道」に見立て、沿線の歴史的背景や食文化を発信する特別列車を運行

姫新線利用促進・活性化対策（西播磨）

姫新線沿線の2市1町（姫路市、たつの市、佐用町）の自治体、議会、商工会議所、商工会、県で構成する姫新線利用促進・活性化同盟会による姫新線の維持・確保を図るため、沿線自治体と連携したイベントを実施

〔実績〕

- ・施設見学ツアー（8月25日：32名参加）
- ・姫新線ランタン祭り（11月30日：約500名参加）
- ・西播磨ドローンレース大会（令和7年1月25日：60名参加）
- ・姫新線で行くフィールドパビリオン体験ツアー（令和7年3月22日：18名）

「たじま福祉交流・連携エリア」プロジェクトチーム事業（但馬）

発展的統合する特別支援学校と但馬5市町からの要望を受けて整備を計画している医療的ケア・重症心身障害児者に対応した福祉施設の周辺地域を「たじま福祉交流・連携エリア」とし、地域に開かれた多様な主体による福祉連携の方策等について検討

地域農業の担い手の育成・農地のフル活用推進事業（丹波）

農家の減少・高齢化や耕作放棄地の拡大が進む中、持続可能な農業・農村を実現するために、集落の実情に応じた営農を展開するための整備手法や、営農に際しての支障要因（獣害および草刈り）の軽減のため新技术を活用した工法など、農地の基盤整備（レベルアップ）を提案

〔実績〕

- ・集落における話し合いや検討作業を支援（丹波市山南町梶地区）
- ・鉄鋼スラグ材の敷設効果の検証（丹波市青垣町中佐治地区）

“御食国あわじ”島グルメの情報発信（淡路）

若者にも人気の島グルメ（牛丼、ハンバーガー等8品目）をWEBサイト等で広く情報発信することで、さらなる淡路島への誘客を促進

〔実績〕

- ・WEBサイトアクセス件数：25万回

4 評価・検証への参画機会確保

県民の参画と協働を推進するため、県施策の推進状況や成果等をわかりやすく公表し、県民との情報共有を推進するとともに、県民が県施策の事業評価に参画する機会を確保しました。

県民モニター（広報広聴課）

県民の意向を的確に把握し、施策や事業の立案等に生かすため、県民に身近な課題について、インターネットで意見聴取可能な「県民モニター」制度により、事業評価に参画する機会を確保

〔登録者数〕 2,428 人

〔実施回数〕 年 4 回（平均回答率 72.3%）

各種事業報告書等の作成・公表

○「ひょうご消費生活プラン」の策定（県民躍動課）

県立消費生活総合センターを核とした県消費生活行政の展開に向けて、社会状況の変化や国における検討、新たな課題への対応などを踏まえた、消費者行政を統合的かつ計画的に推進していく指針を策定

○「令和 6 年度ひょうごの男女共同参画」（男女青少年課）

県における男女共同参画社会づくりの現状や、県・市町の取組状況を公表

ひょうご事業改善レビューの実施（県政改革課）

県政改革方針で定める「イノベーション型の行財政運営」の実現を目指す取組の一環として、外部有識者による専門的・客観的視点から意見を踏まえ、新たなアイデアを取り入れながら、より時代の変化や県民ニーズに合った行政サービスの提供を推進。

令和 6 年度は、事業の改善を図ろうとする 6 事業に加えて、「若者・Z 世代応援パッケージ」各事業の評価指標についての重点的な点検を実施

5 その他（市町における参画と協働の取組状況）

参画と協働の取組は、市町においても積極的に進められています。住民の参画と協働の推進に関する理念等を定めた条例等の制定や、施策に住民の声を反映させるためのパブリック・コメント手続などの制度が取り入れられています。

- ・ 条例及び指針等制定市町数（※） : 条例 23 市町、指針等 33 市町
（条例あるいは指針を制定済 37 市町）
- ・ パブリック・コメント手続導入市町数 : 41 市町
- ・ 附属機関等の委員公募実施市町数 : 41 市町

※ 住民の参画と協働の推進に関する理念や基本的な考え方等を定めた条例、指針・計画、都市宣言、市民憲章等

[参考]

県民の参画と協働の推進に関する条例

県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条～第7条）

第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条～第10条）

第4章 雑則（第11条～第12条）

附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとりと、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（参画と協働の意義）

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとりと、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

（参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

（参画と協働による県行政の推進）

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

（県民の役割）

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

（県の責務）

第5条 県は、基本理念のっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

（地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念のっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。

(2) 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

(4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めるときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。

（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 参画と協働による県行政の推進

（県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念のっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

(2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

(3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動を共同で実施する機会を確保すること。

(4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

（委員の公募）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるもの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念のっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

（推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念のっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

第4章 雑則

（年次報告）

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

（補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（検証）

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（平成15年兵庫県規則第6号）」により、平成15年4月1日から施行しています。

令和6年度 参画と協働関連施策の年次報告

令和7年 月

兵庫県県民生活部県民躍動課 参画協働班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-362-3996

E-Mail：kenminyakudou@pref.hyogo.lg.jp